

Title	支那の史料に現はれたる我が上代(二)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.3 (1927. 9) ,p.67(379)- 114(426)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270900-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那の史料に現はれたる我が上代（二）

一三

それから魏志倭人傳に見えてゐる方向に關する疑問であるが、帶方郡即ち今朝鮮京畿道方面より、海岸に循ひ水行して韓國を経過し、まづ南行して更に東行し、狗邪韓國即ち金海に到り、「始度一海千餘里」にして對馬國に至り、「又南渡一海千餘里」にして一支國に至り、「又渡一海千餘里」にして未盧國に至るとあり、その間狗邪韓國より對馬國に至る場合と、一支國より未盧國に至る場合は、その方向に關する記事を缺くのであるけれども、「始度一海千餘里」とある文句によりて、狗邪韓國より對馬國に至る航路が、帶方郡より狗邪韓國に至る航路の海岸に循つて進みしものと異り、始めて海岸を離れて一海を渡りしことが推せられるのであり、かつ對馬國の場合には「無良田、食海物、自活、乘船、南北市糴」とあり、一支國の場合にも「耕田猶不足、食亦南北市糴」とあるによりて、對馬及び一支の二國が韓國及び未盧に對し、大體に於て南北の位置を保てる島國なることが認められるのであり、

その記事の示すところは、また實際の地理上の位置方向と、何等矛盾するものあるを見ないのである。

然るに、その末盧國に上陸せし以後の記事については、種々の異論を生ずるのであるが、而も末盧國より伊都國を経て、奴國に至るまでの記事については、その方向が實際上何れも東北なるに、魏志には何れも東南とあり、實際と記事との一致を缺くものあるにも拘はらず、大體上より見て何れも東なるにより、末盧國を以て名護屋或は唐津の邊となし、伊都國を怡土、奴國を那國即ち今の博多の近傍（中山博士の論文「古代の博多」によれば比惠、竹下の邊か。考古學雜誌第十六卷第六號參照）に比定することには大なる異論を見ないのである。けれどもそれより不彌國、投馬國を経て、邪馬臺國に至る記事について、その記事と實際との間に甚しき錯誤あるが爲めに、大なる異論を惹起するに至るのであるが、たゞその方向については、魏志の撰者が不彌國を以て奴國の東となし、投馬國と邪馬臺國とは共に南方に位置せる國々として認め居ることは疑ひなきところである。而もその行程日數よりして之れを觀れば南方に於て之れを求むることは地理上不可能であり、邪馬臺國を以て畿内大和として解することによりて、始めて我が國の地理に比定し得べき事情にあるが爲めに、或はその誤は主として方向の上にありて路程の上にまでも誤りたりとは考ふること能はずとなし、或は末盧より東北の位置にある伊都を以て東南と誤り、更に伊都より東北の位置にある奴國をも、亦東南と誤り記せる事實によりて之れを見れば、魏志倭人傳の方位に關する記事は概して信を置くに足らずとなし、以て「南至投馬國水行二十日」と

あり、「南至邪馬臺國」（中略）水行十日陸行一月」とある記事も、亦その東行を誤りて南行となせしものであると認め、之れ蓋し筆者が倭地を以て南北に連亘せる島嶼なりとの根本觀念に執はれし結果であらうとなすのである。

予も亦筆者が倭地を以て南北に連亘せる島嶼なりとなす根本觀念に基いて、かの記事を作爲せしものであらうといふ見解には、以上の方位に關する記事、及び「參問倭地」、絕在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里」とある記事などより見て、贊同するところであるが、而も「南至投馬國水行二十日」とあり、「南至邪馬臺國」、水行十日陸行一月」とある記事を以て、實際は東行せるものなれども、「帶方郡の使臣等は投馬國、邪馬臺國等遠隔の地には行かなかつたので、その方向距離は正確を保し難し」といふ理由により、かつ「されどその誤は主として方向の上にありて、路程の上にまでも誤ありたりとは考ぶること能はず」となし、同じく正確を保し難き路程の方は即ち事實を傳ふるものとして之れを認め、而もその方向は即ち東行を誤りて南行となせしものであるとなす見解に對しては、遂に贊意を表することは出來ないのである。

蓋し論者が「その誤は主として方向の上にありて、路程の上にまで誤まりありとは考ふること能はず」となす所説は、たゞ邪馬臺即大和説を肯定する上に於て、かく解することが便宜であるといふ以外には、何等の理由をも認むることが出來ないのである。或はまた末盧の東北にある伊都を東南と誤り、伊都の

東北にある奴國を東南と誤るといふが如く、魏志の方位に關する記事は信を置くに足らないので、南水行二十日とあり、南水行十日陸行一月とあるものも、亦東の誤りなるべしとなす所說も、その理由甚だ薄弱なるを認むるのである。即ち前にも述べし如く主としてその方位の誤り居るは末盧上陸以後の記事であり、帶方郡より末盧に至るまでの水路の方位は、大體に於て全く誤謬を見ないのである。之れ蓋し海上に於ては天體、特に太陽の位置によりてその方位を見ること、陸上の場合よりも遙に容易であり、かつ海上に於てはその航海の必要上、殊に方位に注意すべき要あるが爲めであらうと考へられるのである。されば水行實に三十日に及ぶ航海に於て、東に航行せる航路をば、南として誤り傳ふるが如きことは、殆どあり得べからざることではあるまいかとも推考せらるゝのである。之れに反して、陸上に於ては方位に注意すべき必要は、海上に於ける程重要でなく、たゞ人爲的に作爲されたる道路に従つて進むのであるから、大體に於て東に向へるものを西と誤り、或は北に進めるものを南と誤るが如き場合は、恐らくあり得べからざることであらうが、大體に於て東に向へるもの北或は東と誤り、或は東北に向へるもの南或は東と誤り、東北に向へるもの北或は東と誤り、或は東北を東南と誤るといふが如き場合は、今日と雖もその實例に乏しからざるところであり、この種の誤りは必ずしもその記事全體の不正確を意味するものではないのである。されば魏志の場合に於ても、今日の精確なる地圖によりて、大體に於て東北の方位に當れるものを東南と記せりとて、之れを以てその方位に關する記事は悉く信を

置くに足らずとなすの理由としては、頗る薄弱なりと云はなければならないのである。

かつまた三國の頃より今日に至るまで、實に一千七百年の歲月を経過してゐるのであるから、その地形の變も亦考慮に加へなければならぬのであり、中山博士に從へば、最古の那津の都市として認むべき地點は、筑前那珂郡の「竹下以北比惠南方に到る十二三町の區域」であると推定せらるゝのであるが、之れはその地在住の博士が、親ら實地に臨み、諸種の考古學的研究に基いて、推定せられた結論であるから、最も信賴するに足るべきものであらうと思はるゝのである。(考古學雜誌第十六卷第六號「古代の博多」三、那津の都市參照) それからまた博士は延喜兵部省式所載の筑前國諸驛の位置を研究し、博多灣方面に於ける諸驛の配置、並に是等の驛と驛とを連結する舊官道の経過位置について推定せられたのであるが、(同誌第十七卷第三號「古代の博多」八、博多灣方面の舊官道參照) その所説によれば、那津以西の諸驛として額田、比善、深江、佐尉の四驛を探り、額田驛を以て和名抄の早良郡額田に當るものとし、今の早良郡壹岐村大字野方に比定し、「而して此野方が高祖山怡土城所在地及叶ヶ嶽と長垂山との間の谷道なる、所謂廣石越の一端に位するに依れば、舊官道が廣石越を通過して居たのを察知することが出来る」となし、深江驛を以て萬葉集の鎮懷石の歌にも見えてゐる所謂深江驛で、今の糸島郡深江村大字深江に比定すべきであるとなし、比善驛を以てその深江と野方との中邊に當る、即ち今の糸島郡前原、若しくはその東方の邊に推定し、佐尉驛は深江と筑前西端との間に、恰も一驛路程の隔があるので、所在

不明であるが、筑前西端部にあつたことは推定に難くないとなし、假に糸島郡鹿家の邊に比定せられたのであつた。その推定は大體に於て當を得たものであらうと思はれる。もとより、三國時代の頃より延喜式制定の頃までには、約六百七十年を経過してゐることなれば、延喜時代の諸驛の官道が三國魏當時に於ける通路と同一のものであるかどうかは不明のことであるが、而も今日の道路よりも、約一千年以前の延喜當時の道路が、更に六百七十餘年を溯る三國當時の道路に近きものであることは當然の事情であらう。何れにせよ、今日の地形道路によりて、直に一千七百年前の地形道路を想像することの危険なるは明かなるところである。

そこで未だ何等精確なる地圖を有せざる時代に、海上と異り陸上に於ては、或地方と他の地方との正確なる方位を知ることは、甚だ困難なる事情であらうと思はるゝので、例へば魏志倭人傳の場合のやうに、奴國の位置は略々中山博士考定の通りとするも、伊都國、末盧國の位置が何れであるかも問題であらうが、伊都國は恐らく前原地方か或は深江地方であつたらうと思はれるし、また末盧が唐津港か名護屋港であつたことも疑ひないところであるから、假に末盧が唐津で伊都が前原地方であつたとしても、（予はその地理上の事情からかく比定したいのであるが）末盧より伊都を經て奴國即ち今の那珂地方に至る通路は、或は東南に向ひ或は東北に向つてゐるので、その方位を誤つて伊都を末盧の東南にありとし、奴國も亦伊都の東南にありとなせしことは、必ずしも有り得べからざる事情ではないのである。

要するに魏志倭人傳の方位に關する記事は、帶方郡より末盧に至る海上の方位は大體に於て正確であるし、末盧上陸以後奴國に至る陸上の方位も、必ずしも不正確なる出鱈目として認むべきものではなく、あり得べき事情の下に於ける誤謬に過ぎないのである。而も更に誤謬に陥り難き三十日に亘れる海上の航路に於て、東(正確には東北)を誤つて南となすと云ふことが、たとひ傳聞と雖も果してあり得べきことであらうか、疑ひなきを得ないのである。予は何等正當なる理由を示さずして「その誤は主として方向の上にありて、路程の上にまで誤ありたりとは考ふること能はず」となすが如き、或は末盧より奴國に至る誤り易き陸上の行路に於て、而もあり得べき事情の下に於ける誤謬を理由として、魏志の方向に關する記事を以て、信を置くに足らずとなし、誤り難き海上の行路に關する方向をば、改竄せんとするが如き所説に對しては、遂に服ることが出來ないのである。

されば魏志の撰者が投馬國、邪馬臺國を以て不彌國の南方となす所以のものは、必ず之れを南方として記さなければならぬ記録が存せし爲めであらうと考へられるのであり、かの「自女王國以北特置一大率」といひ、「其南有狗奴國」といふが如きも、亦同一思想によりて支配されることを示すものであらう。かの輪苑所引の廣志に「倭國東南陸行五百里、到伊都國、又南至邪馬臺國、自女王國以北、其戸數道里可得略載」と記せるものも、亦魏略或は魏志などの本文に據つたのであらうが、その邪馬臺國即ち女王國を以て伊都國の南と思惟せることは明白なるところである。

要するに倭人の國土を以て南北に連亘せる島嶼として認めるたりしことは、記録上何等の疑問なきところであり、この點に於ては魏略も魏志も共に同様であるから、魏志或は魏略の採擇せし史料にこの意味の記録ありしことは疑ふべからざるところであるが、而も現存の魏略遺文や廣志遺文には、帶方郡より女王國に至る距離が萬二千餘里なることを述ぶる記事あるのみか、或はまたその里程に關する記事を有しないのであるから、その解釋には何等の面倒も生じないのであるけれども、たゞ魏志の文面では投馬國、邪馬臺國を以て共に南方に連なり居るものとなすその根本觀念は同一であるが、更に之れに日數を以て行程を附記せる點に於て著しき相違を見るのであり、而も事實上南方に於てその日數里程に相當すべき土地が存在せざるが爲めに、その南方とあるは東方の誤りで、本來倭地を以て南北に連亘せる島嶼なりと思惟せし、根本觀念に誤まられしものであらうと云ふ推論をも生じたのであつた。

けれども、何故にその根本觀念に誤まられて、事實上東行せる水路をば、南行せるものと思惟せしかといふ理由としては、或は「この投馬國、邪馬臺國といふものは、當時倭國外交の中心たる伊都國よりは遙に遠隔の地にありて、帶方郡の使臣等の至ること殆んどなかりし地ならむ。」「恐らくは外國使臣はこの伊都國に來るに止まり（中略）、その附近は勿論親しく見聞することもあるべしといへども、其他の國國につきては傳聞の誤りもあるべし。されば方向と距離とは必ずしも正確を保ちうべきものなりとはいひ難かるべきなり。」といふ想像に基き、（この想像の誤りであることは後に論ず）「伊都國より南方水

行三十日にして上陸し、陸行一月を要すべき地點、果して實在すべきか。わが日本國の地勢古今差なしとせば、全く事實に合せぬものなるべし。」といふ地理上の事實により、本來倭地を以て南北に連亘せり島嶼なりとなす、根本觀念存せしが故に、「この記述はかれらが伊都國王管轄地以南に、女王國の大區域ありと誤認せしに基きしものにして、その南といへるは實は東をいへるもの」となし、「かれらの誤りは誤りとして、その誤りのうちにもなほ一貫の理由を認むることを得べきなり」と論ぜられるのであるが（考古學雜誌第十二卷第八號所載「狗奴國考」參照）、この所論は即ち一方に於ては曩に述べしが如く、郡より女王國に至る萬二千餘里とある里程及び倭地の「周旋可五千餘里」とある記事を曲解し、他方には於ては我が國の地理上よりその日程距離を説明せんが爲めに、恣にその方向のみを變更し、而も之れを以て所謂邪馬臺國の畿内大和なるべき、最も有力なる論據の一となして居るに過ぎないのである。

蓋し論者は魏志倭人傳の記事に、倭地をば南北に連亘せる島嶼なりとなす根本觀念存することを以て、その南水行三十日とあるは、實は東水行三十日の誤りなりとなす根本理由とせらるゝのであるけれども、而もその論法たるや、我が國の地理上の事實を、南水行三十日といふ魏志の記録に一致せしむるが爲めに、倭地を以て南北僅に五千里に連亘せる島嶼となし、投馬國、邪馬臺國を以て伊都、奴、不彌諸國の略々南方にありとなす、その記録上の根本觀念を破壊し、倭地を以て頗る長く東西に連亘せる島嶼となし、所謂邪馬臺國を以てまづ畿内大和として豫定せる場合に於てのみ、その豫定の結果として考

へ得らるべき、我が國の地理上の事實を以て、その記録上の根本觀念を誤謬なりとして破壊變改するための理由たらしめながら、而もその記録上の根本觀念を以て、その南水行三十日とあるは實は東水行三十日の誤りなりとなす、根本理由なりとなし、所謂邪馬臺國の畿内大和なるべき最も有力なる論據の一とせらるゝのである。云ひ換ふれば、その論法たるや、即ち畿内大和を中心とせる日本帝國の地理上の觀念に基き、魏志の本文中でその觀念に合致せるものだけを探り、その觀念に背くものは何等の正當なる理由を示すことなく、たゞその觀念に基く地理上の事實に合致せざるが爲めに、恣に之れを破壊變改し、強ひてその地理上よりの觀念に合致せしものに外ならないのである。更に具體的にその論法を暴露すれば、單に「水行三十日」とある魏志の記事と、畿内大和を中心とする後の日本帝國の地理上の觀念に基き、その他の魏志の方向位置に關する凡べての記事を破壊變改せしものに過ぎないのである。

さればその所謂一貫の理由たるや強ひて一貫ならしめたる理由に過ぎないのであり、實に當面の問題たる果して魏略、魏志等の本文に記載せられたる所謂邪馬臺國は、畿内大和であるか、九州北部であるか、將たまた九州南部であるかを決定せんが爲めには、殆ど何等の價値なき所論といはなければならぬのである。

或は「三國志の著者は初めに倭人は帶方の東南大海の中にありと記して、帶方から東南に當る島國と云ふ考へが基となつて居ると見えて、何處までも東、東、南、南でもしとほして居る。帶方から末盧ま

での道順方向は先づ宜として、末盧から陸行伊都に至るに、其の方向を東南と記してあるが、實際には東少し北である。伊都から讐に至るも、東北であるのを、東南と記してある。記載の方向と實際の方向とは少くとも五六十度の差がある。それで次ぎの讐から不彌に至るに、東行と記してあるが、これも同じ差のあるものと見なければならぬ。即ち東行と云ふのは餘程北によつた東北行で、實際博多の邊から十數里で船の出る所のあるのは、東北の方向であらねばならぬ。其の不彌から南へ水行して、邪馬臺に行くのであるが、其の南と云ふのも、同じく殆ど東であるべきである。」との所説も見えるのであるが（考古學雜誌第十二卷第一號所載三宅博士論文「邪馬臺國について」参照）、成程今日の地理上の位置より見て、大體東北に當れる所をば、東南と記してゐるのであるから、その誤謬の割合で他の場合もみて行くと、東とあるのが殆ど北に近き所となり、南とあるのが東となるべきことは自然の順序であり、一應尤もなる考へかとも思はるのである。けれども裏に述べた通りに、方向の誤りは主に陸路の場合に於て起り易きことであり、水路の場合は寧ろ起り難きところである。況んや水行三十日の長い時日の間常に東（正確には東北）に進めるものを誤つて、南に向へるものとなせりとは到底あり得べからざること考へられる。たとひそれが傳聞を記せしものであるとしても、かくの如き誤は容易に起り得べからざることかと思はれる。されば魏志所載の行路の方向をば、凡べて同一割合にて北方へ廻轉することにより、都合よく我が國の地理上の事情に一致するといふ事實は、所謂邪馬臺國を以て畿内大和に比定

するが爲めには誠に好都合なる事實ではあるが、餘りに機械的に過ぎたる感があり、恐らくこの一致たるや、偶然の一一致に過ぎまいかと考へられるのである。

蓋し魏略魏志の文面を正しく了解せんが爲めには、吾々はまず第一に我が日本國の地理に關する、現在の吾々の知識によりて誘惑されることを戒めなければならぬのである。吾々は現在我が國の地理に關し、略々東西の方向、正確には西南より東北の方向に連亘せる列島なりとなす知識を有するにより、かの倭地を以て南北五千餘里に連亘せる島嶼なりとなし、また伊都、奴、不彌諸國の大凡南方に投馬國、邪馬臺國ありとなす、魏略、魏志、廣志等を通じて、何れの記録にも認めらるべき根本觀念を、著者の誤謬誤解なりとして破壊變改し、強ひて我が國の地理上の知識に附會適合せしめんと努力熱中する結果その本文に對する正當なる理解力を失ひ、前後矛盾の所論を敢てして自ら悟らざるが如き窮境にも陥るに至るのである。されば吾々は絶對に白紙の状態に於て魏略魏志の本文に對し、之れを理解しなければならないのである。

而してその本文の意味するところは曩に屢々反覆せし通りに、倭地を以て南北僅に五千餘里に連亘せる島嶼となし、伊都、奴、不彌諸國の大凡南方に投馬國、邪馬臺國ありとなし、女王境界の南に狗奴國ありとなし、「自_二郡至_一女王國、萬二千餘里」で、「計其道里、當在會稽東治之東」となし、「自_二女王國_一以北、其戶數道里可_二略載」となし、「自_二女王國_一以北、特置一大率、檢察諸國」となし、何れもその所謂

倭地が南北に位置するものなることを意味すると同時に、また「女王國東渡。海千餘里、復有國、皆倭種」とあり、所謂倭地以外にもまた東方海を渡ること千餘里にして國があり、何じく倭人の住地なることを表示してゐるのである。三宅博士はこの最後の重要な一句に對しては、恰もこれを知らざるものゝ如く、全然默殺の態度を取つて居らるゝのであるが、もし三宅博士の方位に對する義の論法をばらし行きて、魏志所載の行路の方向をば、凡べて同一割合にて北方へ廻轉するといふ方法によりて之れを改訂すれば、「東渡。海」とあるは即ち「北渡。海」の誤りと認めなければならぬのであるが、博士は果して之れを以て何れの地に比定せんとせらるゝのであるか。現時の我が國の地理上よりの知識によりて強ひて之れに比定すべき地を索むれば、或は北海道に擬することも出来るであらうが、もしその比定を信ずるものあらば、そは即ち我が國の地理に對する吾々の現時の知識に誘惑せられ、その本文に對する正當なる理解力を失ひしものと認めなければならぬのであり、支那三國時代の頃に於て既に北海道の地が倭人の住地となりゆたりしとは、到底何人も信ずる能はざるところであらう。即ちかの同一論法によりて無造作にその方位を改むる能はざることが、軽て三宅博士の全く默殺の態度に出でられし所以ではあるまい。

それから山田孝雄氏もまたこの重要な本文に對しては極めて軽く取扱ひ、まづ「倭女王卑彌呼、與。狗奴國男王卑彌弓呼、素不和」云々の一文を解し

實際上二大勢力の相拮抗して降らざりし状勢を語りたりしものなるが如くに思惟せらる。これを以て女王國と狗奴國とが倭國の二大中心たりしものと見ることは恐らく實地に近かるべし。

となし
従つて「東渡海千餘里、復有國」といへるは、少くとも狗奴國勢力の下にありし國をさせるものなるべきこと明なるべし。後漢書は「自女王國、東渡海千餘里、至狗奴國、雖皆倭種、而不屬女王」といへり。これ即予が下したると似たる論法にて考定せるものなるべし。(中略) その東といひ南といふが如き矛盾ありと見ゆれど、この書の方角は次に論定する所の如く、誤るにも相當の考を基としたるものなること知らるれば、一は誤傳にして一は正傳なることの由も亦推定するに難からず。

となし、魏志の筆者が當時の倭國をば南北の方向に連亘せる島嶼なりと認めしことを論じ、而もその觀念が我國の地勢に合せざる爲め、その南といへるは實は東をいへるものにして、投馬國、邪馬臺國は本州内に求むべきものなるべしとなし

「自女王國以北」云々といへることも、即實の地勢にていへば女王國以西といへると同じき結果になるべきものなり。この故に「次有奴國、此女王境界所盡、其南有狗奴國」といへるも、また女王國境界の東の盡の其の先に狗奴國ありとの義なること明かなり。されば別に「女王國東渡海千

餘里、復有國、皆倭種」といへるも、狗奴國の一種にあらず、二様に傳はりしものなるべく思はるゝなり。

となすのである。(考古學雜誌第十二卷第八號狗奴國考參照)

元來後漢書は改めていふまでもなく劉宋の范曄が撰んだもので、魏略、魏志などよりも後出の書であるから、後漢書編著の時に當り、魏略、魏志などを參照利用せしことは勿論であらうが、傳ふる所に據ると范曄がこの書を撰ぶに當りては、班固等の世祖本紀、光武時功臣列傳載記、崔寔等の漢記、馬日碑等の東觀漢紀、謝承の後漢書、薛瑩の後漢紀、司馬彪の續漢書、華僑の後漢書、袁宏の後漢紀、謝忱の後漢書等を參照し、材料甚だ豊富であつたと稱せられる位であり、なほ袁宏の後漢紀序によるとその他漢山陽公記、漢靈獻起居注、漢名臣奏旁及諸郡耆舊先賢傳凡數百卷があつたといふのであるから、魏略魏志以外に今日全く堙滅して傳らない史料をも亦使用したかも測られないのである。だから後漢書東夷傳の本文が全然魏志東夷傳の本文に據りて之れを改作したものであらうといふやうな議論には從ふことが出來ないのであり、例へば後漢書東夷傳の「建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武贈以印綬」といふ記事が、後漢書光武帝紀中元二年の「東夷倭奴國王遣使奉獻」とある記事と共に、また後漢書東夷傳の「安帝永初元年、倭面土國王師升等獻生口百六十人、願請見」といふ記事が、後漢書安帝紀永初元年の「冬十月、倭面土國遣使奉獻」とある記事と共に、魏志以外の或る史料に據

うたものであることが明瞭であると同様に、「桓靈間、倭國大亂、更相攻伐」とある後漢書東夷傳の記事なども、單に魏志東夷傳に「其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂相攻伐」とある記事を改めただけではなく、他に何か史料があつて、それによりて記るされたものらしくも見えるのである。

だからかの後漢書東夷傳に「自女王國東渡海千餘里、至狗奴國、雖皆倭種、而不屬女王」とある文も、また或は單に魏志の本文だけに據りて改作せられたものではなく、他に據るべき史料があつて、かくの如く記載されたものではないかといふ疑念も、一應は起らないでもないのである。けれども更によく後漢書東夷傳の本文についてその性質を考究すれば、その一部に後漢以來の史料に據つたかと思はるゝ點がないではないが、その大部分はやはり魏志或は魏略の記事に據り、而も劉宋時代當時の倭國に對する撰者の知識によりて改作されし痕跡の掩ふべからざるものがあることが認められるのである。

蓋し范曄が後漢書を撰んだのはその宣城太守の任にあつた頃のことであり、宋書卷六十九の范曄傳に據ると、

元嘉元年冬、彭城太妃薨、將葬、祖夕僚故、並集東府、曄弟廣淵、時爲司徒祭酒、其日在直、曄與司徒左西屬王深、宿廣淵許、夜中酣飲、開北牖、聽挽歌爲樂、義康大怒、左遷曄宣城太守、不得志、乃刪衆家後漢書爲一家之作、在郡數年、

とあるのであるが、宋の文帝の元嘉元年は西紀四二四年で、宋書卷九十七夷蠻傳に據ると、宋の高祖武

帝の永初二年（西紀四二一年）に倭王讚に詔を下せる記事があり、ついで太祖文帝の元嘉二年（西紀四二五年）の條には

讚又遣司馬曹達奉表獻方物讚死弟珍立遣使貢獻自稱使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王表求除正詔除安東將軍倭國王云々と見えるのである。而して所謂倭國王讚は仁德天皇或は履中天皇に比定せらるべきであるから、范曄が後漢書を撰びし頃は、恰も大和朝廷を中心とせる我が日本國の國威が、正に隆盛の極に達した時であり、雷に國內の統一が完成せられしばかりでなく、その威力は遠く朝鮮半島の地に及び、恐らくその南半を威服してゐた時であつた。（この事實については更に論ずるつもりである）されば范曄はその後漢書編纂の際には、實に倭國に對してかくの如き知識を有して、その業に當つたのであつた。従つてかの後漢書東夷傳の本文がまたその知識思想の影響を蒙るに至るべきことは、支那學者の通弊としてもことより當然のことゝ推考せらるゝのである。

今その本文について之れを觀るに、例へば

其大倭王居邪馬臺國樂浪郡徼去其國萬二千里去其西北界狗邪韓國七千餘里
とある文の如き、明かに魏志倭人傳の本文の中

自郡至女王國萬二千餘里

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

とあり、また

到其北岸狗邪韓國七千餘里

とある二文を綴合し、かつ范曄當時の地理に關する知識に據り、「其北岸」とあるを改めて「其西北界」となせるものであり、決して他の古い史料によりて記載せしものとは考へられないのである。即ち范曄の頭腦の中には、當時畿内大和を中心とし、大凡東西に亘り、一大統一的國家の形成せられ居る事實を熟知せるが爲めに、かの魏志の本文に「其北岸」をあるを以て不合理となし、「其西北界」と改め、かつ帶方郡は後漢末建安中に始めて公孫康によりて置かれた郡であるから、魏略及び魏志に帶方郡とあるを改めて、樂浪郡となせしに過ぎないのである。

尤もこの記事については魏略の倭人傳にも

自帶方至女國萬二千餘里

とあり、また

歷韓國到狗耶韓國七千餘里

とあつたことが、翰苑所引の魏略本文によりて知らるゝのであるから、魏志と共に魏略をも参考した筈である後漢書の撰者が、是等の記事を熟知せしことも勿論であると思はれる。然るに魏略の前掲の本文には「自帶方」とあり、また「歷韓國」とあるのが、魏志の本文には「自郡」とあり、また「其北

「岸」とある點に於て相違が認められるのであり、前者は帶方といひ、或は郡と稱するも、要するに同一意味のものであるから問題とすべき必要はないのであるが、後者の場合は之れと異り、魏略の本文に「歷韓國、到狗耶韓國、七千餘里」とあつたものが、魏志の本文に「到其北岸狗耶韓國、七千餘里」と書き改められたとすれば、之れは注意すべき問題であらうと考へる。もとより輸苑所引の本文には誤字脱字の少からざるもののが存することは、曩に論じた通りであるから、或は「狗耶韓國」の上に「其北岸」なる三文字を脱したのではないいかといふ疑問も起り得るのであるが、然しそれは要するに想像に過ぎないので、他に有力なる理由がない限りは、確信を以て之れを主張する譯には行かないものである。

そこでなほ他にもかの疑問を肯定すべき理由があるかどうかを考ふるに、曩にも論じた通り、輸苑の編者張楚金は唐時代の人であるから、唐時代に於ける倭國に對する知識思想によりて左右せられたことは當然であり、従つて輸苑編纂の際にも、時に或は當時の知識によりて影響せられ、その本文の引用に當り、全く時代を異にせる後世の記事を挿入せる場合も認めらるることは、曩に指摘した通りである。さればこの場合もまたそれと同様に、既に隋書や唐書の東夷傳などに記載せられ居る如くに、倭國の地理に關し比較的實際上の知識を有してゐた筈である輸苑の編者が、かの本文を引用するに當りて、「其北岸」なる三文字をば、實際の地理に合致せざるものとして除き去つたのではないかといふことも、また一理由として考へられ得るところではあるまいか。もし果して然りとすればもとより魏略にも魏志と同

じく「到其北岸物耶韓國七千餘里」とあつたこととなるのである。けれどもこの理由も亦要するに類例に依る想像に過ぎないので、もしこの三文字が魏志に至つて始めて加へられたものであるといふ理由が他に存するとすれば、この想像は當然成立しないこととなるのである。

元來魏志倭人傳の「到其北岸狗邪韓國」といふ文句は實際の地理上より見て、全然意味をなさないものであり、「從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國」とあるのであるから、文章の上だけから見れば「其北岸」は「韓の北岸」の意味とも「倭の北岸」の意味とも見られるのであるが、然し狗邪韓國が朝鮮半島南岸の金海邊を意味するものである以上は「韓の北岸」の意味とは地理上全然考へられないことである。それならば「倭の北岸」の意味としてはどうであるかといふに、之れも地理上意味をなさないのであり、たゞ「倭の北方の海岸」といふ意味として見ることによりて僅かに地理の實際に應ぜしむることが出来るのである。けれどもそれは文章上よりはもとより無理な解釋であり、「狗邪韓國」の上に「其北岸」なる三文字の存することは本來無用のことで、寧ろこの三文字の存しない方が、文章上實際の地理との矛盾を來たさることに於て、却て好都合かと考へられるのである。而も魏志に「其北岸」なる文字が附加される所以は、恐らく魏志の撰者が倭地を以て韓國の南方に當り、南北の方向に連亘せる島嶼であるといふ思想を以て支配されてゐたが爲めであらう。之れは同じく魏志の韓傳に韓國の位置を説明して

韓在帶方之南、東西以海爲限、南與倭接。

とあるのと相表裏するものである。たゞその接といふ語は、如何にも陸上にて界を接せしものであるかの如き誤解を惹起せしむるものであるけれども、その實は同じく魏志倭人傳にて明記する如くに、「倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑」とあり、また「參問倭地、絕在海中洲島之上、或絕或連、周旋可五千餘里」とあり、その絶海の列島なりしことは、一點の疑念もさしばざむべき餘地がないのであるから、その所謂「南與倭接」なる文は、「南在倭人之國」といふだけの意味として解しなければならないので、「其北岸」の場合と同じく地理上無理な記載法といはなければならないが、要するに撰者の頭腦が倭人の國は韓國の南方に於て南北に連亘せるものとなす思想によりて支配されるたりしが爲めに生じた錯誤であらうと思はれる。けれども倭國に關するこの思想は、啻に魏志ばかりでなく、魏略の本文をも亦之れを支配してゐる思想であるから、その事實は必しもかの三文字が魏志に至つて始めて加へられたものであるといふ特種の理由とはならないのである。

要するに「其北岸」なる三文字は魏志に至つて始めて加へられたものであるか、或は魏略の本文にも附加せられてゐたものであるか、之れを決定すべき確證を有しないのであるが、それが何であるにせよ、後漢書に「去其西北界狗邪韓國、七千餘里」とある文句が、魏志の「到其北岸狗邪韓國、七千餘里」といふ文句に據り、後漢書編纂當時の倭國に對する撰者范驛の知識によりて、書き改められしものなる

ことは疑ふべからざるところである。

それと同様に、かの後漢書東夷傳に「自女王國東度海千餘里、至狗奴國、雖皆倭種、而不屬女王」とある文も、亦恐らく他に據るところあつてかくの如く記されたのではなく、やはりその撰者范曄が倭國に對する自己の知識により、魏志に

女王國東渡海千餘里、復有國皆倭種

とあり、また

此女王境界所盡、其南有狗奴國

とある二文を綴合し改作せしものであらうと推考せらるゝのである。蓋し范曄が知つてゐた邪馬臺國は、曩に述べし如くに明かに畿内大和の地であつた筈であり、狗邪韓國を以てその西北界と認めたほど、邪馬臺國をば狗邪韓國の東南方面に位置するものと考へたのであり、隨つて倭地を以て東西に長き國として認め、魏志、魏略等に南とあり北とあるは、即ち東を意味し西を意味するものであらうといふ考へとなり、こゝに女王國即ち邪馬臺國勢力範圍の東に海を渡ること千餘里にしてまた國ありといふその國と、他方に於て女王國即ち邪馬臺國勢力範圍の南に狗奴國ありとして記載するその狗奴國とは、即ち同一國を意味するものならんとなす考へもまた生じ得たこと、思はれるので、乃ち兩文を綴合して

自女王國東度海千餘里、至狗奴國、雖皆倭種、而不屬女王

といふ一文を作爲するに至つたものと考へられるのである。そは恰も山田孝雄氏が、我が國の地理に對し正確なる知識を有せらるゝが爲めに、その知識に誘惑せられ、魏志に南とあるを東と解し、北とあるを西と解し、遂に女王國の東にありとなす國を以て、女王國の南にありとなす狗奴國と殆ど同一視するといふ誤謬に陥られしと、同一思想徑路によりしものなること、實に山田氏自ら「これ即余が下したると似たる論法にて考定したるものなるべし」といはれた通りである。

もとより山田氏は更に魏志倭人傳に「倭女王卑彌呼、與狗奴國男王卑彌弓呼、素不和」云々とある文により、「實際上二大勢力の相拮抗して降らざりし状勢を語るもの」となし、「女王國と狗奴國とが倭國の二大中心たりしもの」と認め、「従つて東渡海千餘里、復有國といへるは少くとも狗奴國勢力の下にありし國をさせるものなるべきこと明なるべし」となし、後漢書の撰者の如く「女王國東渡海千餘里」の地にありといふ國を以て、直に女王國境界の南にある狗奴國と同一なりとは認められないやうであり、かつ當時倭國の大勢が女王國と狗奴國との二大勢力の對立せし状態なりしことを説かるるのであるが、而も當時女王國と狗奴國とが倭國の二大中心なりしといふ事實により、如何にして「女王國東渡海千餘里」の國が少くとも狗奴國の勢力下にありし國をさせるものなるべき事實が明かに推定せらるゝのであらうか。たとひ女王國と狗奴國とが當時所謂倭國の二大勢力、二大中心であつたとしても、たゞあれだけの文句によりて果してその二大中心の勢力範域以外に、絶對に倭人の國が存在しなかつたことを斷

定することが出來得らるゝであらうか、疑ひなきを得ないのである。

或はまた漢書地理志注に引かれた魏略の本文に

魏略云、倭在^二帶方東南大海中、依^一山島爲國、度^二海千里、復有^一國、皆倭種。

とあるので、本來魏略には「東度^二海千餘里」といふ「東」の文字がなかつたものであらうと稱し、以て「女王境界所^レ盡、其南有^二狗奴國^一」とある文との間に於ける、その方向の相違を避け、三宅博士、山田氏等の所論に援助を與へんとする所說も耳にするのであるが、それは思はざるの甚しきもので、單に地理志注所引の魏略本文に「東」といふ文字が見えないからといつて、直に魏略の原文にもその文字を缺いてゐたであらうと推斷する譯には行かないのである。蓋し支那の學者がその原文より所用の本文を引用する場合に、その不必要と認むる文字を省略し、或は要不要に拘はらず、たゞ漫然と或る文字を省略に附するは極めて普通のことであるから、他に相當の理由なくしては、俄かにその引用の本文を以て原文と同一なりと斷すべきではないからである。

而もこの場合に於てはその全體の文意によりて明かなる如くに、また魏志の本文より推考して明かなる如くに、もとく「倭在^二帶方東南大海中、依^一山島爲國^一」といふ文句と、「度^二海千里、復有^一國、皆倭種」といふ文句とは、別々に場所を異にして記されあつたものであり、前者に於ては魏略撰者の所謂倭國について記し、つぎに「魏略撰者の所謂倭國以外に更に海を渡る千里の地にもまた國があつて、その

住民はやはり皆倭人だ」といふ意味を述べたものであるから、「度海」とあるは「所謂倭國より海を渡る」といふ意であるべき譯であり、従つてたゞ海を渡るといふだけでは倭國より何れの方面へ海を渡るのであるか、文章の意味不完全である。是非共東とか、西とか、或は南とか、北とか、その方向が記されてゐなければならないはずのところであるから、主に魏略に據つたと思はる。魏志に、「東渡海千餘里」とある以上は、もと魏略の本文にも「東」といふ文字があつたものとして認めた方が、より正しい見解であらうと考へられるのである。

尤も曩に論じた日數行程の記事が、魏志には明記あれども翰苑所引の魏略本文には全く之れを缺いてゐるといふ場合に於て、魏略の原文には果して「水行二十日、水行十日陸行一月」なるかの日數行程記事が魏志の本文と同様に記されたかどうかといふことも之れと類似の疑問であるが、然しこの場合は里數行程の記事と日數行程の記事とは到底兩立すべからざるものであるから、もと魏略の本文には不彌國より邪馬臺國に至る「水行二十日、水行十日陸行一月」なる日數行程記事は存在しなかつたもので、魏志に至つて始めて不用意に採錄併記せられたものと認めた方が、より正しい見解であらうといふ主旨を記して置いたのであつた。(史學前號論文一一參照) けれどもこの場合もなほ魏略に於て既に里數行程、日數行程の兩立し難き兩記事が不用意に採錄併記せられてゐたもので、魏志の撰者は單に之れを踏襲しただけに過ぎないものではないかといふ疑問をも亦全然無視する譯には行かないのである。

而して我が國に於て九州北岸より水行三十日を費して到達すべき所は、三宅博士が延喜式の主計式に太宰府より平安京に至る行程海路三十日とあるを根據として論ぜられし通りに、之れを畿内大和の地に比定することが最も穩當な見解であらうと考へられるので、もしかの兩記事が既に魏略の本文に併記せられてあつたものとすれば、もはや魏の時代に於てともかくも畿内大和を中心とする國が支那人の間に何程かの程度で知られるたりしものと認めなければならぬのであり、もしまだ魏志に至つて始めてかの兩記事が採錄併記せられたものであるならば、魏志編著の當時に至りてその撰者陳壽が何程か畿内大和を中心とする國に就いて聞知しむたりしものと認めなければならぬのである。

然るに畿内大和を中心とする我が國が、もはや支那の三國時代の當時に於て確立し發展しつゝあつたことは、殊に近時考古學の研究發達の結果として疑ふべからざるところであるから、三國魏の時代でも畿内大和を中心とする我が國の存在が、既に支那人の間に何程かの程度で知られ得ることは、必ずしも絶對にあり得べからざる事情ではないのである。もし果して然りとすれば、もはや魏略の記事の中にも畿内大和を中心とする我が國に關する知識が、何等かの形に於て現はれ居るべきことはもとよりあり得べきところであらう。たゞその知識の程度が果して如何なるものであつたかと疑問として考究せらるべきところである。けれどもこの疑問の解決は、當時の我が國の形勢を知悉せし後に於て始めて可能のことであり、而もその我が上代の形勢を明かならしむることが、この論文の主要目的とするところである

から、今暫らくその斷案を保留しなければならないのである。されど「東渡、海千餘里」なる魏志の文句に關する疑問は、曩に述べただけの理由でも魏略の原文には魏志の本文と同様に「東」の文字が存在してゐたものであらうといふ推定を可能ならしむることが、思ふのであるが、たゞ更に再考すべきことは、魏略の本文が魏志の本文と同一であつたといふことが、時代の關係上から見て可能であるかどうかといふことであるが、日數行程の場合と異り、この場合は魏略魏志共に同様であつたと見て、更に何等の不都合をも感じないのである。

蓋し三國魏の當時に於て、畿内大和を中心とする我が國が既に確立し發展しつゝあつたことは、曩に述べた通りであるので、當時の支那人の間に既に何程かの程度でその東方の勢力が知られ得ることは必ずしもあり得べからざる事情でもないのであり、従つて何等かの形に於てその知識が現はれ居ることも、また寧ろ當然の事情かと考へられるのである。されば魏略及び魏志の記事が一方に於て倭地を以て南北に連亘せる島嶼と認むると同時に、他方に於ては「女王國東渡、海千餘里、復有國、皆倭種」となし、所謂倭地の東方にもまた國あること、及びその住民はまた皆倭種なることを記し、以て當時の我が國の形勢を髣髴たらしめたものとも認められ得るのであり、或はそれほど深い意味ではなく、たゞ四國、中國邊の國々を意味せしものとも勿論解せられ得るのである。けれどももし萬一にも魏略の原文は漢書地理志注所引の魏略本文と同様に單に「度、海千里」とあり、

もとく「東」といふ文字を有しなかつたものとすれば、その場合には乃ち魏志の撰者によりて特に附加せられたこととなる譯であるが、もし果して然りとせば魏略の記事は何れの方面へ渡りしか全く不明のものとなり、東を意味せしものとも、南を意味せしものとも解することの出来ない、不備の史料となるのである。而も魏志編纂の時代に對しては、この記事は即ち日數行程の記事と共に、女王國の東に畿内大和を中心とせる我が國の存在を暗示する、重要な史料としての意味を増大するものと認めらるべき譯である。何れにせよ、この意味に於てかの一文は頗る重要な史料として認めなければならないのであるが、山田氏等はこの語句のかくの如き重要な意味合を沒却し、明かに「女王國東」と記しある本文を曲解し、かつ翰苑所引の魏略には明かに「女王之南又有「狗奴國」」と記しあり、また魏志の本文にも「女王國境界所盡、其南有「狗奴國」」と明記しある事實を無視し、この兩者を以て同一の國を意味するものとなし、或は全然その文句を無視して顧みざるが如き、思はざるも亦甚しと云はざるを得ないのである。

かつまた山田氏は魏志の本文を以て恰も一人の手によりて記載せられ、古來殆ど何等の誤寫誤記もなく傳はりしものゝ如く誤解せらるゝが故に、一方に於ては南とあるを改めて東となし、東とあるを改めて南となすが如き武斷を敢てしながら、他方に於てはその文字の決して容易に改むべからざることを主張し、また一方に於ては「伊都國より南方水行三十日にして上陸し、陸行一月を要すべき地點、果して

實存したるべきか。わが日本國の地勢古今差なしとせば、全く事實に合せぬものなるべし」となし、我が國の地理上の實際的知識によりて、その記事を論じながら、他方に於ては「邪馬臺國への陸行一月は一日の誤なりとの説起りたれど、一日の誤りなりといふ説は根據を文献上有するものにあらざれば、こはたゞそれら論者の自説辯護の爲の空想に止るのみ」となし、而も「今投馬國即但馬國なりとすれば、これより水行二十日にして達しうべきは、即敦賀なるべし」「これより陸行して一月にて達しうべき邪馬臺國は、必ず今の大和國なるべきなり」と論斷して居らるゝのであるが、氏は果して眞に敦賀より大和に至るには一月の行程を要するものと考へられるのであらうか。もし眞にその行程に一月を要するものとせらるゝならば、敦賀上陸の後に果して何れの通路によれりとせらるゝのであらうか。今試に敦賀より畝傍の邊に至る道程を見るに、敦賀より七里半越を通りて海津に出で、琵琶湖の西岸に沿ひて大津に至り、それより宇治川に沿ひて下り、更に木津川に沿ひて大和に入り、奈良、丹波市、三輪の路によりて畝傍、磐余の邊に至るのが順路であらうと思はれるが、その途中海津から大津に至る間、また大津から宇治に至るの邊で水路を利用しないのは、實際上愚の至りであらうと思はれるのであるけれども、假りに陸路のみによつたと見て、僅にこれだけの道程に一月を要すべしとは到底考へられないところである。たとへば便宜上現時の鐵道線に沿ひ敦賀より米原に出で、琵琶湖の東岸に沿ひて大津に至り、京都を通過して奈良畝傍に至るといふ、曩に掲げた順路に比すれば大迂回の里程によるも、全線百〇三哩

五、即ち約四十二里に過ぎないのであるから、曩の順路によるとすれば、約三十里に足らないかと思はれるのである。さればこの里程を行くに一月を費せりとせば、一日の行程は僅に一里にも足らざることとなる譯である。況んやこの通路に於て、琵琶湖や宇治川の水路を利用しないとは、まづ受取れないことであらう。而もなほ論者がその所説を固執して下らずとせば、そは要するに「自説辯護の爲の空想に止る」のであり、全く地理上の事實に合せぬものと認めざるを得ないのである。

之れに反して、たとひ直接この場合に對して文献上の根據がないとしても、一日を誤つて一月と記載し、一月を誤つて一日と記せる實例は、その文字の形體上の類似の爲めに、決して珍らしからざることであるから、この場合と雖も必ずしもあり得べからざることではないのである。ところで上代に於ける難波方面での船著場は、日本書紀卷三、神武天皇御東征の條に

戊午年春二月丁酉朔丁未、皇帥遂東、舳艤相接、方到難波之崎(中略) 三月丁卯朔丙子、
遡流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津、夏四月丙申朔甲辰、皇帥勒兵、步趣龍田、而
其路狹嶮、人不得並行、乃還更欲東踰膽駒山而入中洲(中略) 乃引軍還、虜亦不敢逼、却
至草香津。

とあるによりて見れば、今の大坂灣は更に深く河内方面に向つて灣入して居り、更に河水によりて草香邑白肩之津まで溯ることが出來たものと認められるのであり、この物語の史的價値如何に拘はらず、我

が上代に於て難波方面より大和に行かんとするものが、河内國の草香邑白肩之津にて船を棄てゝ上陸し、大和川に沿ひて龍田に出で、更にその支流飛島川に沿ふて畠傍地方に出づるのが、その順路であつたかと推考せらるゝのである。なほ萬葉集卷四に大納言大伴旅人の詠として

草香江之入江ニ求食蘆鶴乃痛多豆多頭思友無ニ指天(くさかえの)いりえにあさる
あしたづのあなたづたづしともなしにして

とある歌に、「草香江の入江」とあるのは、やはり當時この草香の邊が入江なりしことを證するものである。旅人は家持の父で、大納言安麻呂の長子であり、天平三年（西紀七三一年）六十七歳にて死んだのである。その大納言に拜せられたのは聖武天皇の天平二年であるが、この歌はその筑紫に下りし頃詠みしものゝやうで、その筑紫に下つたのは、元正天皇の養老二年と聖武天皇の神龜の初めと二度であるから、元明、元正、聖武の頃までは、なほこの地方が入江の状態であつたことが知らるゝのである。而して今もなほ中河内郡で生駒山の西に當り、孔舍衙(クサカガ)村(クサガ)日下の名を以て呼ぶるゝ所が殘存するのであり、その地より畠傍まで約七、八里の里程となつてゐるのであるから、恰も一日里程の距離に當るのである。もとより自己の現在の地理上の知識によりて、悉に古記録を改竄し、以て或る事實を推定せんとするが如き態度は、大に戒めなければならないのであるが、同時にその古記録によりては到底説明し能はざる地理上の事情を考慮し、正當の理由によりて古記録の改訂を行ふことは、決して非難すべき處置では

ないのである。たとへばその古記録の主要の記事が南北に連亘せる島嶼なることを表示する場合に、ただその行程記事の日數が、現在の地理上の知識によりて、東西に連亘する島嶼となすことによりて、より適當に説明せられ得るが爲めに、その推定に反対矛盾する凡べての事實を無視し、その記録の根本觀念すらも之れを破壊變改して、その地理上の知識の誘惑に盲従せんとするが如き態度は、極力之れを忌避しなければならないのであるけれども、既にその日數行程の記事が地理上畿内大和に比定することによりて、より適當に説明せられ得るものなることを認め、その他の記事とは無關係に單獨にその日程記事によりて示さるゝ地理と實際の地理上の事情とを比較する場合に、その記事中のたゞ一文字、而も相互に甚だ誤り易き、また事實上屢々誤まられ居る文字を改訂することによりて、然らざれば遂に到底解釋比定せらるゝこと不可能なる地理上の事實が、極めて適當に解釋比定せられ得るとすれば、而もその改訂の結果他の記事、他の史實に對して、之れと衝突矛盾するが如き、何等の惡影響を及ぼすことなしとすれば、その改訂を非難すべき何等の理由をも存することなきを信ずるのである。

それからまた山田氏は「陸行一月」なる語句に囚はれて、之れを生かさんが爲めに、その實際の地理上の事情を無視し、敦賀に上陸して大和に至る里程と見たる故に、従つて山陰の海岸に沿ひて水行せしものとなし、投馬國を以て但馬國に比定し、無理はまた更に無理を生むの結果を來すに至つたのである。而も論者が西川玉壺氏の「内海には日向朝廷の諸神等の關係遺跡の外、太古に於て最も直接外國交

通の遺跡なきに反し、西海岸北海岸には怡土、穴門、出雲、但馬、敦賀等、皆な三韓航路の要區として幾多の史載を止めたり」と論じ、但馬を以て投馬國に比定せる所説を引き、以て自己の所論を援助せしめんとせらるゝのであるが、予は寧ろその無謀に驚かざるを得ないのである。

蓋し山陰沿岸の諸港と三韓方面との關係が比較的古いものであらうといふことは、和田博士等によりて調査せられた、日本海に於ける海流の關係などから見ても察せらるゝところであるが（歴史地理第二十二卷第三、四號所載和田博士論文「日本海の海流に就て」参照）而も古事記、日本書紀、風土記等の類に傳へられる神話傳説を除いて、出雲、但馬、敦賀等山陰の諸地方に關して、果して如何なる史載の殘存するものあるか、予は全然之れを知らないのである。而して記、紀、風土記等の類によりて傳へらるゝ神話傳説が、その傳ふるがまゝに、直に之れを太古の史實として信すべきでないことは、已に史家の定説であるから、かくの如きものを太古の史載として取扱はるゝ西川氏の議論が、大に警戒を要すべきものなることは多言を要せざることである。

もとより書紀などには、たとへば崇神天皇の御宇に任那の人蘇那曷叱智が、瀬戸内海を經て大和に行かんが爲めに、穴門に至りしに、その國に伊都都比古といふものがあり、「吾則是國王也、除吾復無二王」と稱し、その通過を妨げたので、乃ち出雲を經て敦賀に至り、それより大和の都に行いたが、道を迷うた爲めに、崇神天皇の崩御に會したといふ傳説が、蘇那曷叱智即ち都怒我阿羅斯等が童女を追ひ求

め、遂に遠く海に浮び日本國に入り、求むる所の童女は難波に入りて比賣語會社の神となつたといふ傳説と併記せられて居り、また垂仁天皇の三年に新羅王子天日槍が艇に乗りて播磨國に至り、それより菟道河を泝りて近江國吾名邑に入り、更に若狭國を經て西の方但馬國に至り、こゝに住處を定めたといふ話なども見えてゐるのであるが、是等の傳説は深くその眞意義を探求解釋すれば、つまり畿内大和を中心とする我が國が、瀬戸内海を抱括せる大統一的國家として完成せらるゝ以前には、瀬戸内海の通過に際し、時に或は種々の政治的障礙を蒙りしが爲めに、瀬戸内海の水路と共に、また山陰方面の水路が利用せられ、更にまた敦賀より琵琶湖に出で、宇治川を下りて難波に至る通路が、既に早く開けられたるとしても察せられるところであり、同時に敦賀方面よりして大陸文化の影響を蒙りし時代の存せしこともまた暗示するものかと推考せられるのである。

然るに山田氏は魏志倭人傳に記するところによりて、三國魏の當時畿内大和を中心とする我が國が、西は既に九州地方を掩有し、東は毛野國と對立せし、一大統一的國家であつたことを確信して、その議論を進められたのであるから、その大統一時代に於て九州方面との最も便利なる連絡が、瀬戸内海の水路であるべきことは地理上明白なところである。而もかくの如き大統一的國家成立の後にもなほ平穩近距離にして便宜なる山陽の水路によらず、常に不安遠距離にして不便なる山陰の水路によりて、その九州方面との連絡を保つたことを承認せんが爲めには、まづその常識を没却し、地理學上の原則を無視し、

人間性の歸趣を排棄し、一に記、紀、風土記等の神話傳説に過信を置くことによるの外ないのであるが、かくの如きはもはや史學の研究範圍を脱出せるもので、吾々の關興すべきところではないのである。ただ我が國の太古に關する神話傳説が山陰及び九州南部に關するもの多く、瀬戸内海に關するもの甚だ少しき事實は、我が國の大統一がまづ瀬戸内海を中心として成立せし事實を暗示するものであり、その三韓關係の神話傳説が山陰方面特に出雲に關するもの最も多く、瀬戸内海に關するもの殆ど存せざる事實は、記紀に見えたる諸冊二尊の所謂大八嶋が瀬戸内海を中心として考案せられたものである事實と共に、それ等の神話傳説の成立が、少くとも瀬戸内海を中心とせる大統一的日本國の成立後、極東方面の地理的事情が多少明確となつた後、比較的後世なる事實を暗示するものであらうと信ずるのである。

そこで同じく邪馬臺國を以て畿内大和に比定せんとする學者でも、瀬戸内海ありての大和なる事實、云ひ換ふれば大和が大統一的日本國の最初の中心たりし所以は、實に瀬戸内海の存在、即ちその瀬戸内海に對する關係が、最も重要なる地理的要件の一つであつたといふ事實に盲目なる事が出來ない人々は、遂に瀬戸内海を無視する譯には行かないでの、瀬戸内海沿岸の水路に於て投馬國を求め、或は之れを以て周防國佐波郡玉祖郷に比定せんとする所說だの、或は備後の鞆の津あたりに比定せんとする所說などを生じたのであるが、たゞ日數行程記事の上からのみ見れば、前說よりも後說の方が好都合かとも思はれるけれども、地名の比定については別に後で論ずるつもりであるから、今は暫らく置くとして、たゞ

投馬國を以て周防の玉祖郷に比定せんとする所説は「水行二十日」と「水行十日陸行一月」とある記事の中ではやはり「陸行一月」とある語句に囚はれ、瀬戸内海の水路により水行二十日にして投馬國に至り、更に水行十日の後、或る地點に上陸し、それより陸行一月にして邪馬臺國に達するものと解せられたのであらうが、それにしては水行十日にして達すべき國名を記さざるのは不思議であるし、それのみならずかくの如き見解は大和國と瀬戸内海とに對する難波の重要な意義を全然沒却するものと考へられるのである。また投馬國を以て備後の鞆に擬せんとする所説も、一方では「一月」は「一日」の誤記と見る人々もあるのであるが、或は同じく「陸行一月」の語句に囚はれ、水行十日にして達すべき國名の缺げたるを違例とし、爲めに「水行十日陸行一月」の語句を解し、「鞆の津より邪馬臺國に至るに水行すれば十日を要し、陸行すれば一月を要するの意なり」となす所説も耳にするのである。されどその文章上より見ても、この場合かくの如き解釋の許すべからざることは明白であるが、なほ試みに鞆の津より大和に至る里程を計るに、鞆の津より大和國畝傍に至る鐵道里程は百八十三哩七で約七十四里に當るのであるが、歩道がそれよりも長距離であることは勿論のことであるから、その全長の三分一を加ふれば約九十九里で、一月に對しての一日里程は約三里二十五町となり、もし全長の二分の一を加ふれば約百十一里で、一月に對する一日里程は約三里十八町となるのである。だから鞆の津より大和畝傍地方に至る距離も、敦賀より大和畝傍の邊に至る程ではないが、やはり一月の行程としては餘りに短きに失するの

である。またもとへこの時代に於て陸行は水行よりも三倍からの長時間を要すると考ふることも誤解であらう。それのみならず、難波の入江、草香の津に上陸せし後も、なほ約七、八里即ち約一日里程を陸行して始めて大和の都に達するはずであるのに、その陸行の部分を無視し、單に之れを「水行すれば十日を要す」といふ意味にてあらはす譯もなからうと考へる。それとも三國魏の時代を以て難波に都された仁徳天皇の御代として解せんとするのであらうかとも思はれるが、もし然りとすれば宋書に見ゆる倭王讃を如何に解せんとするのであるか。なほ種々の疑問はつぎへに湧き起るべく、何れにせよこの新説をも亦到底之れを承認することが出来ないのである。

而ももし魏志に「一月」とあるを「一日」の誤記として之れを見れば、延喜式の太宰府と平安との間で海路三十日とある規定に基き、九州北部より難波の入江、草香の津に至るまでに三十日を要し、更に草香の津に上陸後、陸行一日を費して大和國の帝都に著きしものと見て自然に了解せらるべき、また魏志の他の場合と異りその「水行十日、陸行一月」と記し、水行十日にて到着せし國名を掲げざるは、その水行十日にて著せし所が他の場合の如く或る國ではなくして、たとへば草香の津といふが如く、邪馬臺國內に於ける上陸地點に過ぎなかつたからであらうといふ解釋もまた考へ得らるべき譯である。かく解し来る時は、魏志倭人傳に記載せられた日數行程の記事は、その南といふ方向を無視し、またその他的事情を顧みなければ、多くの邪馬臺國即畿内大和國論者が考ふるやうに、實に瀬戸内海の水路により

て難波草香の津に至りて上陸し、それより陸路大和の帝都に至るべき行程記事として認むることが出來得らるるのである。

尤も白島先生は先年始めてこの問題につきて論ぜられし際、魏志倭人傳の記事を以て、魏の使者の報告に據りしものにて、その里數日數は何等か爲にする所ありて故意に誇張せられたものであるとなし、その理由として里數の方では帶方郡即臨津江口より狗邪韓國即金海に至る海上距離約二百餘里なるを七千餘里となすは、一里が三十五里の割合となつて居り、狗邪韓國より末盧國に至る海上約六十餘里なるを三千餘里となすは、一里が五十里の割合であり、末盧國より不彌國即太宰府附近迄約三十里なるを七百里となすは一里が二十三、四里の割合に當つてゐるとなし、更に魏の時代に於ける他の場合の實例を擧げ、かつ壹岐、對馬及び倭國の周廻記事が大凡漢代の標準里に合するのに「獨り帶方より邪馬臺に至る道程に限り、古今に比類なき短里を以て計上し」また「日數を擧げたる所に於ても、其里程の短距離なるに照合して、亦その過大なるに驚くべし」となし、「然れども若しも使者が當初より故意に此沿道の里數日數を誇張せしものとすれば、決してさる矛盾を有せざるなり。何となれば、後漢建武の銅尺にて一千三百餘里は大約我が百四十里に當れば、之れを行くに三十一日を要せしとするもまた必ずしも怪しむべきにあらざればなり。」と論じ、かつ「論者或は云はん（不彌より邪馬臺に至る距離を日數にて記せしは）此の二國は帶方郡より絶遠の地に位するが故に、此等諸國相互の距離に就きて明確なる知識を

有せざりしが故ならんと。然れども傳中には投馬邪馬臺二國に於ても他の諸國の如くに官名、戸數を記したるのみならず、帶方郡より邪馬臺國に至る總里數をも記したる程なれば、不彌より投馬、投馬より邪馬臺に至る距離が計算せられざる理あるべからず。」となし、「若しも此行程が故意に誇張せられしものとすれば（中略）里數の代りに日數を用ゐたるは大に要意苦心の存する所で」「使者は此道程の計算に誤りなきを證せんと欲し、不彌國より邪馬臺國までは日數を明載し、又それと共に此間の距離が一千三百里なることを間接に現はし、従つて一日の行程平均我が四五里なりしことを暗示せり」と解し、而もその里數日數は遂に實際に合せざるものなれば、之れによりて女王國の位置を適確に知ることは到底不可能のことであるから、別に三箇の目標によりて之れを決せざるべからずとなし、「邪馬臺國は不彌國より南方に位すること、不彌國より女王國に至るには有明内海を航行せること、女王國の南に狗奴國と稱する大國の存在せしこと」の三點よりして、女王國の位置を肥後國內に比定せられたのであつた。（東亞の光第五卷第六、七號所載「倭女王卑彌呼考」參照）その後先生の見解にも多少の變更を生じたかも測られないが、その大體の主旨に於ては、考古學雜誌第十二卷第十一號所載「邪馬臺國に就いて」に見ゆるところも同様であり、今日もなほ大なる異同存せざることを耳にするのである。

予も亦曾て全然以上の見解に賛同し魏志所載の里數日數は全く魏の使者の誇張せる報告に基けるもので、實際に合せざるものなれば、之れによりて女王國の位置を論すべきではないことを主張したのであ

つた。けれどもその後更に之れを考ふるに、魏志はもとより主に魏略の記事に據つたものらしいのであるが、而も單に魏略の記事だけに據つたものではなく、なほその他の史料にも據つたものであるらしいのであるから、魏志の記事は單純に魏の或る使者の報告だけから作られた、純粹なものと見る譯には行かないるのである。魏略の方は曹魏の明帝の時に郎中であつた魚豢の撰んだもので、魚豢は隋書卷三十三經籍志雜史の部に「典畧八十九卷、魏郎中魚豢撰」とあり、また唐の劉知幾の史通卷十二には「先是、魏時京兆魚豢、私撰『魏略』事止明帝」と見えてゐるが、而も張鵬一輯の魏略輯本（前號に劉暉撰と記せしは誤謬）に

史通謂、豢書事止明帝、攷魏略、有司馬宣王、景王之稱、而懿卒於齊王嘉平二年、師卒於高貴鄉公正元二年、又記趙王幹卒、司馬文王西征事當陳留王景元二年、其書非止明帝、史通有誤、又晉書祕書監賈謐掌國史、朝廷議立晉書限斷、中書監荀勗欲以魏正始時起著作郎王瓚欲以魏嘉平年起、惠帝立謐上議、請從泰始爲斷、事下三府、謐重執奏、事遂施行、史通殆因勗議、而致誤歟、

と論じてゐる。恐らく劉氏はその史通著作の當時、未だ魏略を手にしなかつたものとでも見るべきであらうか。少くとも之れを精讀する時を有しなかつたのであらう。なほ輯本には

豢嘗問左氏傳、齊、魯、韓、毛、四家詩於同郡隗禧、又與經師弘農董遇、同郡賈洪、河東樂詳、天

水薛夏、陳留蘇林、潁川邯鄲淳、書詞往復、本書儒宗傳韋誕爲鴻臚、嘗答王粲、阮瑀諸人之問、於

參本書王粲
諸人傳議造詔修祀事、參有郊天配享等議、見魏略禮志、其傳桓範、李勝諸人亦時具直筆、參卒在泰康以後、上距泰始禪讓之始、星踰二紀、而未委質新朝、故名位止此也、

と見えてゐるので、魚豢生存の時代も略々察することが出来るのである。また魏の郎中については魏略輯本所引の越縵堂日記には

秩三百石、本漢五官左右中郎將之屬、隸光祿勳、所謂三署郎也、以郡國孝廉舉、與郎將中郎、皆直宿殿門、稱執戟郎、

とあるのであるが、魏略輯本は更に通典によりて

魏光祿勳、無三署、猶置其職、殿中宿衛、則歸殿中將軍、

となし、また史通卷第十二に

魏史、黃初太和中、始命尚書衛紀繆襲、草創紀傳、累載不成、又命侍中常誕應璩、祕書王沈、大將軍從事中郎阮籍、司徒長史孫該、司隸校尉傅玄等、復共撰定、其後王沈獨就其業、勒成魏書四十四卷、其書多爲時諱、殊非實錄、

とある文を引いてゐるのである。蓋し魏の郎中なる官職の性質が不明であり、魚豢が魏史の編纂事業にも關與しなかつたらしい事實を表明せしものであらう。案するに晉書卷二十四職官志に、史通卷十一に

も引いてあるやうに「著作郎」なる官名があり、「著作郎周左史之任也、(中略) 魏明帝太和中、詔置著作郎、於此始有其官、隸中書省」との説明が附してあるのであるが、所謂魏の郎中はこの著作郎のこととも考へられないでの、更に見出したのは

尚書郎、西漢舊置四人、(中略) 至魏尚書郎有殿中吏部、駕部、全部、虞曹、比部、南主客祠部、度支庫部、農部、水部、儀曹、三公倉部、民曹、二千石、中兵、外兵、都兵、別兵、考功定課、凡二十三郎、青龍二年、尚書陳矯奏置都官、騎兵、合凡二十五郎、每一郎缺、自試諸孝廉能結文案者五人、謹封奏其姓名以補之。

といふ規定である。けれどももとより魚豢がその二十五郎の一人であつたといふ何等の確證をも有しないのである。要するに魚豢の官職が果して直接魏史の編著に有利な位置であつたかどうかは明瞭でないが、とにかく魚豢は京兆の人で、魏に仕へて郎中となり、學者文人とも交友あり、晉の泰康(西紀二八〇一二八九年)以後に歿した人であるので、魏志の撰者陳壽が元康七年(西紀二九七年)に六十五歳で死したよりも、恐らく數年前まで生存した譯であり、殆ど同時代の人と稱することが出来る位であるが、魏略の本文は魏の最後の帝であつた元帝即ち陳留王の景元二年(西紀二六一年)の記事まで殘存するといふのであるから、恐らく魏の滅亡の時、即ち西紀二六五年までの記事があつたもので、魏志の編著に稍や先立ちしものかと察せられるのである。してみると魏略の撰者魚豢は邪馬臺國女王卑彌呼とも全く

その時代を同じくするもので、卑彌呼の使者が魏の都洛陽に入貢した時には魚豢は或は親しく之れを目撃したかも測られないのである。

されば魏略に記載せる女王國に關する諸種の記事も、單に魏の使者の報告ばかりでなく、或は女王國の使者の言に據りしものも、亦あり得ること考へられるのであり、たとへば帶方郡より女王國に至る里程の如きも、魏志の記載によれば

郡使往來常所駐

といひ

(女)王遣使詣京師、帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露、傳送文書賜遺之物、詣女王、不得差錯

とあり、かつまた

景初二年六月倭女王遣大夫難升米等、詣郡求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京師、といひ、

正始元年太守弓遵遣建中校梯僕等奉詔書印綬拜假倭王并齋詔賜金帛錦罽刀鏡采物、倭王因使上表答謝詔恩

とあり、

其四年、倭王復遣使大夫伊聲耆、掖邪狗等八人、上獻生口、倭錦、絳青縑、縣衣、帛布、丹木猶、短弓矢、掖邪狗等壹拜率中郎將印綬、

とあり、
其六年、詔賜倭難升米黃幢、付郡假授、
とあり、

其八年、太守王頤到官、倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼、素不和、遣倭載斯烏越等、
詣郡說相攻擊狀、遣塞曹掾史張政等、因齎詔書黃幢、拜假難升米、爲檄告喻之、

といひ、

政等以檄告喻壹與壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人、送政等還、因詣臺獻上
男女生口三十人、

とあるのであるから、帶方郡と女王國の往來の際は、倭人は、郡使に對して常にまづ伊都國にて應對せしものゝやうであるが、この文面上正始元年と正始八年との二回だけは、魏の使節が女王國に行いたるものゝやうであり、それに對して倭女王の使節も、景初二年と正始四年と正始八年との三回だけは、魏の京師即ち洛陽に行いたものと察せられるので、或る魏の使節が自己の功勞を誇大にし恩賞を得んが爲めに、故意にその里程を誇張するが如きことは、事實上困難なる事情であつたかと考へられるのである。

それのみならず或る使者がその報告を作るに際し、もし果してその道程の計算に誤りなきを證せんが爲め、特に不彌國より邪馬臺國に至る日數を明載し、同時にその間の距離が一千三百餘里なることを現はし、以て一日の行程が平均我が四、五里なりしことを暗示せしものとせば、實に一萬二千餘里の全行程は殆ど一箇年を要せしことを暗示することとなる譯であるが、當時魏の使者は倭國に使するに事實上帶方郡より果して往復約二箇年の長年月を費したであらうか、疑ひなきを得ないのである。それも或る使者がただ一度だけ使せし場合であるならば、或は途中の滯在日數を多くして、帶方郡までの往復に二箇年を費すことも、必ずしもあり得べからざることでもあるまいかと思はれるのであり、従つて故意に報告を捏造したと見ることも、亦必ずしも不通のことではあるまいが、曩に掲げたやうに、少くとも二回は魏の使節の女王國まで行いたことが明記されてゐるのであり、また恐らく三回或は二回は女王の使者が魏の都に行いたものかと推せられるのであるから、かやうな捏造が通用すべき譯もないのである。

而も二回目には正始八年中に塞曹掾史張政等が倭國に來り、檄を爲つて告諭をなし、間もなく卑彌呼死し、男王が立つたが、内亂が起つたので、卑彌呼の宗女壹與が立つて王となり、國中途に定まり、魏の使節張政等は檄を以て壹與に告諭し、更に倭の使節が政等を送つて魏の都に行き、貢物を獻上したといふのであるから、もとより急を要する場合でもあつたであらうが、如何に平時にも僅に帶方郡までの往復に二箇年の時日を要したとは、到底考へられないところであり、事實上故意にかくの如き捏造をな

すべき譯もなかつたことゝ思はれる。何れにせよ、魏の使者がその道程の計算に誤りなきを證せんが爲め、故意に不彌國より邪馬臺國に至る日數を明載し、一千三百餘里の里程に對する日程を暗示せるものであるといふ議論は、遂に不通の論たるを免れないのである。

されば魏略或は魏志の記載を以て單に或る使者の報告だけに據つたものと考ふるのは、甚だ危險なことであり、またその記事の體裁上から見ても、著者の知識として書かれてゐるのであるから、單に或る使者の報告といふだけの意味に於て、之れを取扱ひ之れを解釋することは、大に警戒を要すべきことゝ考へられるのである。もとより帶方郡より女王國に至る里程が、著しく誇張せられ居ることは事實であるが、その誇張の割合については、別に或る標準の認めらるべきものが存する譯ではなく、全くの出鱈目であり、たゞ水路の方が陸路の場合よりも誇張の割合が遙に大きくなつて居り、殊に狗邪韓國より末盧國に至る三千餘里の如き、今日の實測によると、釜山から對馬嚴原まで六十八浬、即ち約三十二里餘嚴原から壹岐郷野浦まで四十一浬、即ち約十九里餘、郷野浦から東松浦郡名古屋まで十五浬、即ち約七里餘、もし唐津までとしても約十里に過ぎないのに、何れも之れを千餘里と稱してゐるのであるから、釜山對馬間は約三十一里が一里、對馬壹岐間は約五十三里が一里、壹岐末盧の間は約百四十二里乃至百里が一里の割合となつてゐるのである。その里數の當てにならないことは概ねこの類であるが、而もその出鱈目であるといふことが、また當時の人々の里程に對する粗雑なる觀念を、寧ろ率直に表示してゐ

るものであり、決して或る計畫の下に爲にするところありて誇張したものとは思はれないものである。日本書紀卷五崇神紀六十五年の條に「任那者、去筑紫一千餘里、北阻海、以在鷄林之西南」とあるが如き類や、また僅に二十八浬乃至三十二浬（即ち約十三里乃至十五里）に過ぎない越後と佐渡との海上を四十九里の海上と稱せしことは、今なほ俗謠に明かなるが如き類であらう。而も方向よりは多少見當のつけやすい陸路の里程の方は、海路ほどではなく、末盧より伊都に至る距離を五百里となし、伊都より奴國に至る距離を百里となせしが如き、もとより位置の問題、通路の問題をも考慮に加へなければならぬが、大體に於てその割合は大なる誤算とも思はれないのである。勿論この場合も一里が二町位の割合に誇張せられてゐるやうではあるが、この位の誤謬ならば玄奘の西域記などの中にも印度方面の里程の中には類例を見ない譯ではないやうで、必ずしも古今に比類なき短里と稱すべき程でもないのである。

要するに魏略及び魏志の倭人傳中で、その方向に關する記事について見るも、一方に於ては倭地を以て南北に連亘せる島嶼となし、伊都國、奴國、不彌國の南方に投馬國、邪馬臺國の位置を認めてゐるのに對して、他方に於ては投馬國、邪馬臺國を以て奴國、不彌國の東方（正確には東北方）に位置するものとして認めなければ、我が國の實際の地理上到底解釋することの出來ない日程記事を有するのである。

而も之れを以て時代を異にせる別々の傳へがあり、魏志の撰者が不用意にこれを綴合せる結果、かくも矛盾せる兩種の記事の結合を見るに至つたものと解することによりて、容易にその事情を了解すること

が出來得られるのである。たゞ投馬及び邪馬臺なる名稱が何れの地を意味するやは、この場合重大なる疑問となるであらが、この事についてはなほ後に論ずるつもりである。(未完)

橋本增吉

正

誤

(史學第六卷第二號前回論文)

誤

採錄

以上

正

載錄

以下

なす
○
張鵬一
○
輯

劉曄
○
撰
す
な

二九一八一八二五一七行四頁